

8-5

婦人関係資料シリーズ
参考資料第三十五号

家庭生活の近代化について

— 婦人会議用資料 —

労働省婦人少年局





家訓坐落の汲外外二二

個人公刊田資持

谷田青嶺人史平

個人公刊田資持

は し が き

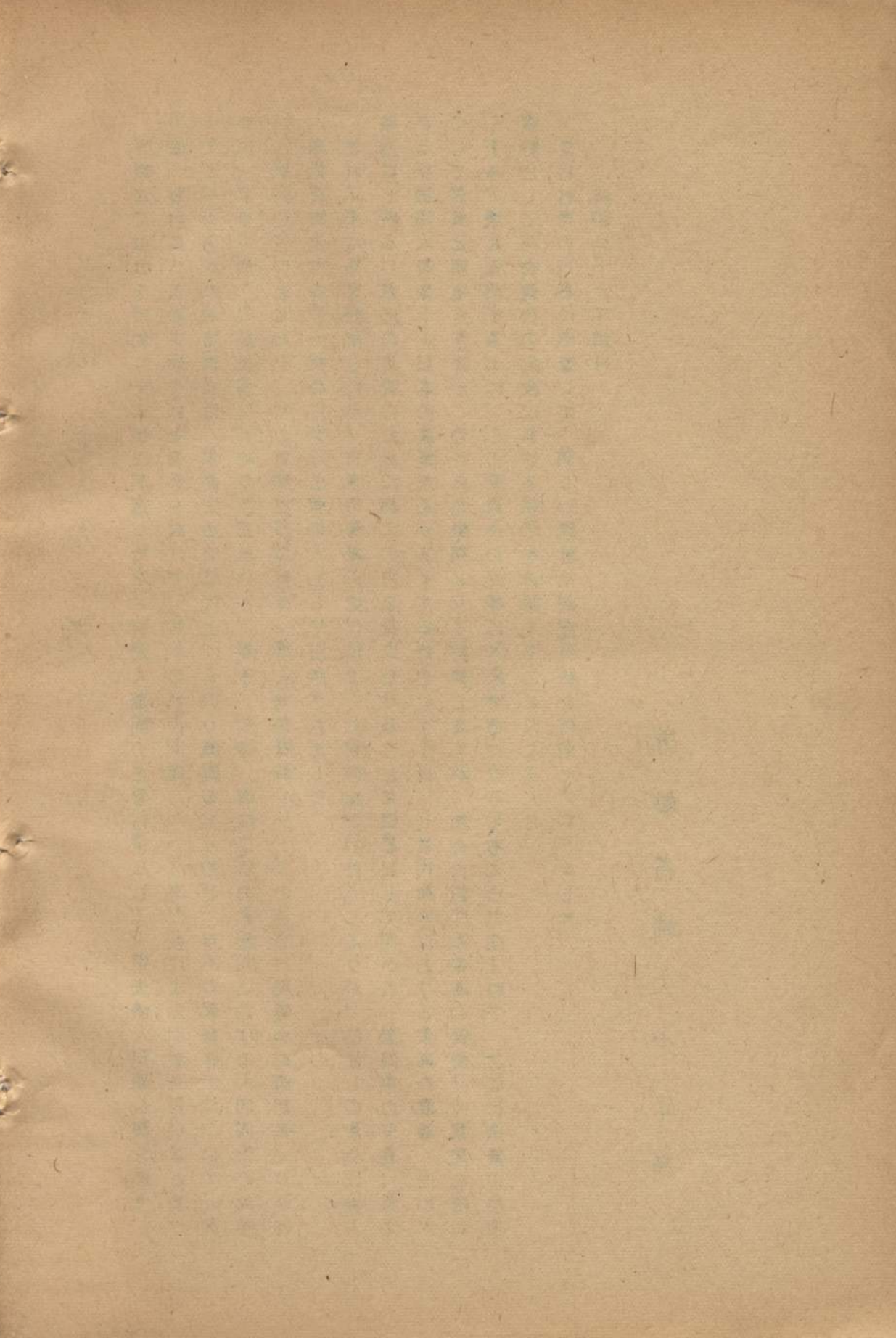
労働省では去る昭和二十五年に開催した才二回婦人逡向の主要行事として、中央婦人問題会議を開き、労働、農村及び家庭生活の三委員会を設けて、それぞれの問題について専門家による討議を行いました。その中の家庭生活委員会は「家庭生活の近代化」という議題をとりあげ、日本の家庭生活について、衣食住、家事労働、家庭経済など物の方面からと、親子、夫婦、嫁姑などの家族内における人間関係の両面から検討を行いました。その討論内容は同年、婦人関係資料シリーズ才五号（委員会討議記録）及び婦人関係資料才一四号（総会における報告）として出版されました。

それ以来六年を経ましたが、日本の家庭の近代化はどれ程促進されたでしょうか。ことしの才八回婦人逡向は、明るい家庭の建設のために婦人の力を役立たせることを目標として開かれ、逡向中の主要行事である全国婦人会議——日本の家庭をあかろくするため——は、一、近代社会における家庭の意義、二、いかにして家庭を明るくするか、の二点を議題として討論しますが、社会における家庭の役割りや家庭を明るくする方策を究明する上に、この委員会の記録は大変参考になると考えられますので、ここに会議の参考資料として同委員会の総会における報告を再版することになりました。

なお討議の内容に内連して、新しい統計や調査資料を付加えておきました。

昭和三十一年四月

労働省婦人少年局



中央婦人問題會議家庭生活委員會（昭和二十五年四月、於東京）

議題「家庭生活の近代化について」

一、家事労働の能率化

一、現任から将来に至る衣食住についての問題

二、合理的な住生活のあり方

三、家事の能率化と家庭教育

二、家庭婦人の現状

一、具体的な事例による家庭婦人の地位

二、婦人の社会意識と生活実態

三、経済面より見た家庭生活

一、家計費の分析

二、家庭生活の近代化と社会保障

四、家族制度と人間結合関係

五、結

論

家庭生活の近代化はどうすれば可能か

早稻田大学教授 今 和次郎

国立公衆衛生院建築衛生学部 駒田 栄子

児童心理研究家 波多野 勤子

家事調停委員 大浜 英子

評論家 家 鶴見 和子

東京大学経済学部 隅谷 三喜男

東京大学社会科学部 磯田 進

一、家庭生活委員会の概要	1
一、家庭生活はなぜ非能率的か	2
一、古い礼儀作法の考へ方	5
一、家事労働の軽減	5
一、これからの住宅のあり方	6
一、部屋の独立性	7
一、新しい家建てる時には	8
一、家事の能率化と家庭教育	9
一、具体的事例による家庭婦人の地位	11
一、労働婦人の独立観念	13
一、経済より見た家庭生活	18
一、家族制度と主体性	21
一、家庭生活の近代化はどうすればよいか	24

附

表

才1表	妻と夫の平日生活時間の比較	26
才1図	夫と妻の生活時間の比較(平日休息)	26
才2表	妻の家事的生活時間の平日と休日の比較	26
才3表	男児と女兒の家事手伝時間の比較	27
才4表	子供の家事手伝についての男女の考へ方	27
才5表	原因別離婚数	27
才6表	働く婦人の働く理由	27
才7表	結婚についての男女の考へ方	28
才8表	選挙についての婦人の関心と態度	28
才9表	婦人が支持する政党の支持理由	28
才10表	勤労者世帯家計収支	29
才2図	収入階級別消費支出割合	29
才3図	実質家計費指数と食費率の推移	29
才11表	国民総生産と総支出	30
才12表	一般会計歳入歳出	31

家庭生活委員会の概要

○駒田議長 家庭生活委員会は物の面と人の面から家庭生活を七人の委員によつて討議しましたが、前半の物の面から見た家庭生活については今先生に御報告いただき、後半の形のなりの面の家庭生活を磯田先生から御報告していただくことにします。

○今委員 家庭生活委員会は労働委員会、農村委員会と同時に、並行して別々に進行させてきましたがいゝ、共通な問題がたくさん含まれてゐることを前の二つの委員会の御報告を聞き、しみじみと感じた次第であります。私たちの委員会は家庭生活の近代化という題目で始めましたが、予定していた平林たけ子氏がやむを得ない用で欠席されたので、このところが、ブランクになつたことは残念だと思ひます。さき程議長が云われたように、報告は二分して致します。物質関係方面と人間関係の方面、言ひかえると衣食住を重点とした方面と、家族生活を重点とした方面とに分けて、家族関係の方面は磯田委員に報告をお願いしてあります。つまりわれわれの物質面の改善の方は、外科的な手術にわたる方面のこと、家族関係、人間関係の方はどちらかといひますと、内科的な治療を要する方面、大体において外科学と内科学と、いろいろなわけ方で分担をきめました。申すまでもなく家庭生活というものは労働力の源泉になつてゐるものですが、その物の方面、人の方面というものは建前としてつゞ込んで行つたわけであり、それで家庭生活を研究するには、今のようにな人の方面から物の関係に迫つて行く面と、物の方面から人の関係に迫つて行く面と、この二つがとられる方法ではないかといふことで、私たちは二つにわけ、報告しようとした次第であります。今日の学校教育課程においても、家庭科の場合は、家族関係といふ分野と、衣食住、育児、衛生といふ分野との二つにわけ、それらの専門の先生が分担して、総合的な一線を求めて生活の現実の奥底を突き進んで行くように、新しくかわつて来てゐるのであります。それで七人の委員がそれぞれ分担して研究を発表したのですが、最初に私は家事労働の能率化という項目の中で、衣食住の変遷の家事労働の分析という題目で受け持ちました。

○現在の家庭生活はなぜ非能率的か？

まず今日の家庭生活、あるいは家事労働というものは、なぜ非能率的であるのか、ということを大体見当をつけてみますと、経済的な貧困が、――これは再三考えられている点ですが、――一つ上げられる。つまり生活資料の貧困、加工散備等の貧困という点です。これは終戦直後から見ると、今日是一般にこういう資料の面、加工の面は向上しているだけに、経済的な貧困からある程度向上して来ていると考えられます。しかし、これは生計費の問題として第二番の問題となり、賃金問題として、さき程討議された労働問題に關係するところが多いのであります。

第二として近代意識の欠如、薄弱、これには在来の封建社会における女子の立場、それから明治以来の女子教育の傾向などの結果として、家事絶対の思想が今日の女子の思想の中にある。その結果として社会的觀念が今日の女子に非常に欠けていると考えられます。どうしてもこれを一般的な思想なり、散養なりの程度を高めることによって向上して行かなければならぬというふうに考えられるのであります。

特に再三問題になる農村の婦人、あるいは工業に従事する婦人の場合には、生産的な労働と家事労働との二つの分野を一人で担当しているため、家事労働の面がいずれも犠牲に供されています。工場労働者の家事の時間を調べて見ると、農村の婦人ほどではありませんが睡眠時間がずつと減っているのがあります。これは特別な場合として研究しなければならぬ事と思います。特にこれが露骨に示されているのは農村の場合で、農村では、何と言つても家族關係が封建的であり、それが濃厚であるためにそのことがこの家庭生活を合理化し、近代化する大きなじゃまものにはなっています。

このことを多少独断的に分析して云いますと、封建的な家庭生活の特徴は一つの世帯の中の生活が二分されている事で、片方は裏の生活、日常生活であり、もう一つの面が表の生活、あるいはお座敷の生活である。そのため、衣食住のあり方が裏の衣食住であるか、表の衣食住であるかの意識に分散しているのではないかと考えられます。両方とも衣食住が特長的なものとして営まれる。建物で云いますと、茶の間、

寢室・台所は裏の生活であり、門構え、玄関、お座敷の構えは表の生活であつて、その間に板戸が立ち、中障子が立つてそれを区分しています。建物の各室の仕切りは障子とか、ふすまとか、軽いものですが、家のまん中に板戸が立つて右と左にわけています。そこが質の違う、生活の両所であるというふうな家に、おいてても明らかに表現されております。第一番の日常生活は、きわめてそんなに、汚く営むのが特長で、役者の表の生活は形式的に派手に営むのが特長であります。この矛盾した二つの生活を一軒の家の中行つてゐるのがわが国の封建的な生活の特性であります。

このことはいろいろな点から申さねばなりません。幸いに農林省の生活改善課で最近調べた神奈川、高座郡の中流農家四軒の家の中に所有してゐる食器類を使用別に分類した表がありますが、それによりますと、神奈川の中流農家では一軒の家で大体五百箇から三百箇の食器の数を持っています。お膳、お椀、お茶碗の類ですが、そのうちでわずかに五%だけが毎日の家族用の食器であり、一三%が日常のお客が来たときに使う食器です。この二つの部類は台所、又は茶の間の戸棚にしまつてあります。そのほかの約八〇%はお蔵の中や納戸の中に箱に入れてしまつてあります。これは佛事用に使う黒塗りのお膳、お椀で、全体の四三%です。次に赤く塗つた松竹梅、鶴亀の模様のある、婚嫁などに使うのが一七%お正月用の赤系統のものが一七%、何とも分類できないのが五%です。

以上この調査により、如何に表の生活のために金を使つてゐるかがよくわかります。それで、この觀念を切りかえて、第一の日常生活を向上させるための財源を、第二の表の生活に費されてゐるところに求めて、今日のあの汚い茶の間の生活を改善できる可能性があるのです。さつきからたび／＼唱えられました村社会における在來の封建的な社交關係、冠婚葬祭、そういうものをなくす方法がもしも立つたとするならば、日常生活改善の方の資金がそれから獲得できるのでないかと考えます。

たとえば、私たちが實際の台所改善指導に行つて見ると、農家などはだだつ広い台所でこんな広い台所では役に立たないし、配置關係を合理的にしてもつと小じんまりとしたい、と思つてますが、台所改善の

一番先に着眼しなければならぬのが広さの問題で、流しの改良やかまどの改良も着目しなければならぬのです。根本は台所の合理的な配置であります。それでその点を上げて根本的な台所の配置を示すと、それではだめですと農家の人は云います。人寄せの場合に、庖丁を持つて人がたくさん手伝いに来て、この台前で葉や大根を切ったりする。そういう人たちを受け入れるための台所なので、どうしてもこれだけの広さは必要です、あはた方は農村の事情を知らないからだ云つて私達は撃退されてしまいます。そういう冠婚葬祭をなくさない以上、台所の指導には来ませんといつて横柄したくなるのがしばしばです。このような人同肉係、あるいは、冠婚葬祭をなくするかなくさないかといふことは、物質的な改善ができるかどうかといふことにかかわる大きな前提問題になつて来ます。

たとえば、今日向題になつてゐる嫁入り仕度を簡素化したらいよいよいいかと言ふと、なかなかできません。嫁が、お嫁に行くとき、長年の向、嫁に行つたその家では小遣い一文ももらえず、小びんどから一疋の向着る着物を嫁入り仕度として持たしてやりたい、私たちの経済もたいへんつらいのだが、そういう事情だから仕方がないと言ふ。それを何とかしなければならぬ、これをどうにか別かなければならぬといふ場合に、私は習慣だから仕方がないといつたように扱つておけません。ここで嫁入り仕度を簡易化する、あるいはもう少し結婚を近代化的なものにするのには、家計予算をこの青年男女に公開して、予算会議を各家庭でやつてもらふような仕組みにしなければならぬ。そしてゆきに依つて相当の小遣いの配分までその予算会議においてやるくらいのも民主主義化された農家の家族関係が成立しない以上、かかる簡素化はナンセンスです。内科的な治療を施してからでないと、嫁入り仕度の簡素化といふことはなかなか実行しだいたいと、しみる、感じます。

台所の改善にしても、嫁入り仕度の改善にしても、内科的な病氣なので、外から経済的に膏藥をはつて直すといふようなプランの立て方では、とうてい不可能であると思ひます。

○生活改善をまたげる古い礼儀作法の考え方

次にこういうような社交関係にわたる根本的なものは何かということをもう少し私として分析しますと、礼儀作法の觀念がじやましているのではありません。封建社会における礼儀作法の觀念を打開するのではなければ、どうしてほんとうの生活改善ができたいという信念を私は持つております。身分社会あるいは封建社会においては、上下の差別を表現するための作法が、服装において、住居において建設されなければなりません。たとえば、女の人たちが着る晴れの衣裳というものは作法をするための衣裳であり、お座敷というものは作法をする舞台なのであります。まったく日常生活とは縁のないお祭りの舞台であり、お祭りの衣裳なのであります。そのように家の中で芝居をやることに金をかけたり、芝居の舞台を住宅の中に備えつけたりすることは、作法の觀念から来ていると思うのですが、これをもう少し、新しい民主主義的な作法に置きかえることが必要であります。農家の人と話していると、ばかに貧乏なような印象を受けることが通則ですが、じつくり坐つて話していると、相当金持ちなんだという印象を受けます。ここに矛盾があるのです。農家の生活はこういうところに原因してゐるといえます。ばかに貧乏だと思つて、ばかに余裕を持つてゐるようにも考えられます。そういう点から前に述べたように、農家の日常生活の合理化は、冠婚葬祭の行事をもう少し近代的な金のかからないレクリエーションに置きかえれば、可能性が十分あると考える次第です。

○家争つたの軽減

それから家争つたを軽くすることは、衣食住に含まれてゐる内容を切り離して決定することはできなかった立場にあると思います。たとえば、お金の点、時間の点だけで切り詰めようとしても、生活内容がなかったらそれが切り詰めたことにはならないのですから、衣食住の内容の吟味ということがどうしても必要になって来ます。従つて内容はたして堅実であるか、十分であるかということに着目する傾向にならざるを得ません。か様な点から、今日の着物、衣服というものを考えると、和服よりも洋服という方向に指導

して行くべきでしょう。和服というものは慣習的な形態であつて、慣習的な形ばかり着ていますと、おのずから知らず／＼の間に贅沢になる傾向があります。又、慣習を前提として楽しみを積んで行く場合にはおのずから奢侈的になつて行く傾向があります。洋服の場合は形をいろ／＼にかえ、ボタンをつけかえたりして楽しめる可能性があり、お金をかけなくても楽しめます。同じお金で赤い洋服とか、襟のどがった洋服とか、お互いゆい／＼が自分の満足できるといふことは洋服の強みであります。もちろん洋服といふと語弊があるかもしれませんが、とにかく、洋服類の方がぐあいがよいと考えます。

又洋服にしますと、工場生産の既製服へ移つて行く便宜が含まれるので、裁縫の労力時間と、家事の労力時間を相当短縮できるのではないかと思います。

次に、食べ物粉食の傾向に移つて行かなければならぬと考えます。もちろん粉食にすると、栄養価の点で副食物の充実といふことがもう少し吟味されなければならぬでしょうが、家事労力という点からは、ずつと軽くして行ける見込みが多いためです。そういう点から衣服及び食べ物の傾向は、衣服は洋服、食べ物粉食という傾向にだん／＼移つて行かなければならぬと考えます。農村委員会の方のお話によれば、日本の米といふものは、八千万の人口で割ると一日一人二合あまりになるそうですから、都会人は一日一回は米の食事にし、あと二回は粉食的な傾向に移つて行つたらよろうと私は考えます。

○これからの住宅のあり方

次に駒田委員から住宅の向題について、お話願つたので、ここで駒田委員の報告を御紹介します。駒田さんは御自分が現在鉄筋コンクリートのアパートに住んでおられて、実際に実験的にやつておられるいろいろなこまかい報告をして下さいました。その中で押入れの工夫や台所の設備等をこういうふうにかえたらといったこまかい能率に肉した報告を画面でされたのですが、これを一つ一つ申すことができないのを残念に思います。次に、そういう体験から、きわめて一般的住宅について、これからこうなればという事項を語されました。まず、台所は十分の作業場——家族生活の最も本拠になるところですが、——でこ

るだけ窓を大きく明るくすること、電燈も時に明るくすること、できたら白く塗つて、ほこりもたまらないような設備にする。

次に重要なのが寝室で、寝室は、どうしても漸進的にベッド式に移るようによ考えなければならぬだろうということでありましたが、これはあつて、デイスカションしまして、いろいろの商題を残しました。それから寝る部屋の向取りの具合ですが、これは少くとも最小限度、食べる部屋と、寝る部屋は分離しなければならぬ、寝食分離ということですが、寝ている部屋の隅で食事をするとどうよなことがないようにするのであります。もう少し加えて申しますと、一般の与論では寝室は一つではぐあひが悪いとなつてゐます。寝室二つに食堂というわけ方もありますが、とにかく寝る場所と食べる場所とは分離しなければなりません。駒田委員がベッド式をのぞましいと言われるのは、現在の家庭生活の中における小どんの管理や、世話はたいへんで、婦の打かえ、ふとんかわの縫い直しや、とりかえを考えあわせると、ベッドの生活が決して経済的にも労力の上からも負担にはならぬという理由からであります。

◎部屋の独立性

日本の住宅では、これまでは部屋の独立性ということをまつたく考えていませんでした。日本では、家の外では男女同じ席に坐るべからずと言いますが、家の中に入るとごつちやに一つの部屋に男女が寝てゐる状況であります。こういうことからいへば欠陥が生れて来るのですが、建具の不整備が部屋の独立性を保つ事の出来ない條件になつてゐます。そこで何とか建具の新しい型も考えられてよいと思つたのです。が、押入れや、戸棚というものも在来日本の建築にはほとんど習慣的にしか考えていません。生活する人の便宜という点から、現在の家はつくられていないから、もう少し生活する人が住む家として、くふうされなければならぬという趣旨でありました。

主婦の生活の時間として、相当大きい時間をとつてゐるのが掃除と洗濯であります。掃除は二時間半から一時間半、洗濯に要する時間が四十分から二十五分——これは駒田委員のとりだした統計ですが、部屋の

設備を整備して西洋風な部屋にし掃除を軽くする傾向にしたり、洗濯の時間を軽減するために、隣り同志で共同処理をする方向に持つて行くようにすればこの点の解決ができるのではないかと御意見を述べた。
(オノ表オノ函、オノ表参照)

○新らしく家を建てる時には

最後に駒田委員は次の様なことを云われました。日本人は家を建てる予算を組むときに、単に骨組だけで家が建つものだという観念にとらわれている。日本人は骨ばかりの住宅に住んでいて、ちようど下着の上に外套を着たような生活をしている。言いかえれば下着と外套の中間に着る上衣なしの生活をしている。それだからばく／＼してぐあいが悪いので、どうしても上衣の予算をかけなければならぬ。発達した設備のあるアメリカの人たちが建築する場合は、上衣の予算に六割もかけている。そういうことを日本人はまるつきり考えていないので、ただ屋根と壁のある空っぽの空間に坐っているだけである。禅房の何もない空間に坐っていてそれで生活だといった観念がある。もう少し生活のための設備を充実するような方針で家を建てなければならぬということでありました。

以上で駒田さんの発表は終つたのですが、そのあと、皆でデイスカッションした結果、大きな問題として残っているのは住宅不足の問題であります。今日は、どうしても自治体その他の団体で住宅というものを建てなければならぬ。それも大量に建てなければならぬので、それに即応して工場生産住宅というものが必要になつて来ます。これは、昨年度から東京都建設局でも馬力をかけているのですが、まだ、それが順当に採算がとれるまでに行っていないのが残念です。住宅はまだ相当長い間大量に要求されるのですから、これまでのような取入の手でできる家屋でなしに、工場の中で、工作機械で、ある程度まで刻み込んだ住宅がこれから建てられなければなりません。そうしないと、ます／＼建物の基本的な研究が必要になつて来るのだということがある／＼討議されたわけでありまして、前に述べた疊式がいいか、暖台式がいいかというところはいろいろ／＼討議されましたが、今のところ結論が出て来ません。これは与論に向つて耳々

の変化を見るより仕方がなからうと考えております。

○家事の能率化と家庭教育

次に波多野委員が育児及び子女の教育について、お話しになりましたが、これも家事に関連したことが多かったので、便宜上私から説明したいと思ひます。波多野委員はたいへんスマートな調査を発表して下さいました。現在の男女中学生が家事の手傳いをどれだけしているか、これを聞き取つた傳票を整理して今日の男女中学生と家事の關係を示してくれたのであります。たとえば、断片的に云いますと、「学校に行く前に家のことを手傳いますか」の質問に対して、男の中学生は、五十二人のうち、兩戸をあける——三人、掃除する——〇人、その他——三人、新割りをやる——二人、何もやらない——四十四人で、女の方は、手傳いをする——十人、掃除する——七人、その他、新割りをやる——一人、生きものの世話——うさぎかにわとりでしようが、——三人、何もしない——二十九人となつております。男は五十二人のうち、何もやらないが四十四人で、女は約半分の二十四人であります。女の子が男の子の約倍くらい、家事の手傳いをしていることがこれで示されていきます。次に「学校から帰つたら家のことをやりますか」の質問を出したのですが、大体同じような割合で出ていきます。男と女と比較しますと、男の方は何としても家事に親しみを持っていないことがこれでわかります。さらにもう一段つづつ二つで、何もしていないという子供たちをつかまえて、波多野委員は「何もなくてもなんともないか、悪いと思わないか」の質問を出しました。それが、それに対していろいろな答が出ています。男の答は学校に行つてゐるから何もなくていいというのが、五十九人のうち二十人までありました。それから友だちがやつていないから私もやらなくていい——十三人、言われたらやる——十五人、家事の手傳いは女のすることだ——八人、姉さんがやつてゐるから自分はやらなくていい——一人、店の手傳いをしてゐるから——一人、生きものの世話をしてゐるから——一人、となつていきます。これに対して女の方は、おばあさんがやつてゐるから——二人、姉さんがやつてゐるから——三人、用がはいから——三人、お母さんがやつてゐるから——三人、時間がないか

ら——十一人、学校があるから——十人、年が小さくてやれない——十人、わからぬ——十二人、以上であります。これは、男も、女も、同じように入れたのですが、学校に行っているから家の手傳いをやらなくてもいいというのは、明治以来の立身出世主義の教育が相当強いわけでは無いでしょうか。学校の勉強よりも、まず、人に迷惑をかけないことを教育の重点とし、人に迷惑をかけないようにする、自分の家の手傳いをやる、自分の生活のことをする、ということは、学校の勉強よりもまず先にやらなければならぬことと波多野委員は指摘しています。さらに、お母さんに子供の答をどう思っているかを聞かため、「子供たちに豪華の手傳いをしてほしくありませんか」と質問しました。これに対して、男の子のお母さんたちは、仕方がないと答えたのが三十七人のうち十五人、今のままでいい——七人、ぶつ／＼言うから——六人、男の子だからさせたくない——六人、女の子にやらせる——四人、とはっております。女の子を持つているお母さんの答は總計三十人ですが、手傳つてほしい——八人、勉強してほしい——二人、学校の帰りが遅いから——十二人、仕方がない——三人、これで満足だ——五人、であります。とにかく子供もお母さんも、学校に行っておればそれでいい、学校の勉強だけやっておればそれでいい、という古い思想があり、こういうところから、民主主義的はあり方に訂正して行くべきである、としみ／＼感じました。(へやろ表参照)

それからもう一つ、子供たちに、「自分のことをどの程度やつているか」と聞いたのですが、これも男と女とで相当な違いがあります。自分の部屋を片づける——男十人に対して女二十九人、食後の食器を片づける——男は一人もなく、女八人、靴をみがく——男四人、女二十八人、ふとんの上げ下しをする——男七人、女二十五人、であります。「靴をみがくか」の向に対しては、男の方で、私がくような靴はないからみがかない、という答も出たのであります。これらの調べは、きわめて具体的でいろ／＼示唆するものがあります。こういう点からも、頭を切りかえることが相当必要だということに気がつくこととあります。毎日の生活というものがむしろ教育であります。学校よりも、むしろ、家庭の日常生活というも

の方が一そつ教育的な効果があるものと考えます。学校の成績ばかりよくてもほかの人に協力できないような精神の人であつたならば何にもなりません。また、男女の差別も、これらの調べで相当まだ古い傳統がひそんでゐることがわかる。こののが波多野委員の鋭い結論でありました。(ヤ4表参照)

なお、そのほかに、波多野委員からは、前に再三云われたように、育児のための労力は相当主婦にとつて重いので、近所、隣り互いに意思を疎通し合ひ、お金のほかからない方法で、ゆきに出る向安心して子供を託せるところを考へてはどうかといふことが述べられました。

大体以上で物の方面から家庭生活に考へを及ぼして行つた側の報告を終りたいと思ひます。続きまして磯田委員から、人の方を重点とする個報告をお願いしたいと思います。

○磯田委員 今先生の個報告につゞいて、予定では平林たい子委員が「明治以来の文学に表われた婦人の地位」といふ報告を担当しておられたのですが、余儀ない事情で御出席が出来なかつたのでこれは何えませんでした。

○具体的事例による家庭婦人の地位

次に、大浜英子委員が「具体的事件による家庭生活の実態」といふ報告をされました。これは家庭生活に現われて来る種々なトラブルの幾つかの型を、具体的にケースとしてとり出されたものであります。たとえば、ある夫妻が非常に新しい考へ方で生活の設計をやつてゐた。茶の向を中心として生活を合理的にする、子供もなるべく手のかからないように育てる、住いを洋式に改めて行く、といったように、合理的な生活を築く努力をしてゐたのですが、そこへ、戦争後疎開先から両親が歸つて来る、あるいは夫の姉さんが未亡人になつて歸つて来る、そういうことで大家族同居することになり、その結果、この夫妻の生活に対する新しい抱負がことごとくつぶされて行く。それは、しゆうとめが自分でして来た通りの生活様式に若い者も従ふことを強制する。あるいは夫婦の独立の部屋といふものがないために、いつでもしゆうとしゆうとめ、小じゆうとたちから監視されてゐるような生活となる。あるいは両親の向のつながら強い

ために奥さんだけが孤立したような状態になる。こういったことは、家庭生活の合理化が、複雑な同居生活や傳統的な家族制度的な考え方によつて、しだいにつづされて来る。結局そのことが、夫婦の向かうまゝ行かない原因にはつて来る、という事例を、如実に説明されました。結局、そのような場合、妻が自分を無にして絶対服従の生活をして行くことによつて、卒うじて「家」の平穩を保つて行くというのが旧來の考え方であつたわけです。併し、妻がそれに甘んじ得ないという場合には、何らかの不幸な結果に到達することを避け得ない、ということも物がたる例であります。

また、大浜委員のあげられた別の例は、こういうのです。ある商店の娘さんが、お母さんの言ひなりに養子を迎えた。これは、商店の娘がなかなかあるというので養子に迎えたわけです。ところが、その娘さんは夫の出征中にある男と恋愛をしました、その男の方が夫よりも商店の娘があるというのでお母さんに氣に入つた。そこで前の夫と離婚してその新しい夫と正式に結婚することになつたということです。この場合に注目すべきことは、結婚も離婚もこの娘さん本人の意志ではなくて、母親の意志がそうさせている。親は、家のためにはる腕のある男ということを條件として考える。娘自身の希望とか幸福とかいうことはほとんど向題にされてはいないので、これもよく世向にある例で、結婚あるいは離婚の場合に、新憲法に保障されているような個人の自由意志の百パーセントの尊重という原理が、現実の家庭生活の中では決してまだ貫徹されてないということを指摘されたわけです。

また、未亡人になると、未亡人は夫の墓守りをして暮せばいいんだといった考え方が夫の親なり親戚ばかりにある。そのことが、この未亡人の自由や幸福を完全に拘束している。という実例をあげられて、結局、口では夫婦の平等ということを言つていますが、内にも外にもこれを妨げる障害がたくさんあるということを指摘されました。

結論として大浜委員の申されましたことは、家庭婦人の地位は依然として低い、その原因として考えられることは、第一に主婦に経済力がないこと、第二には社会的に外に出て職業につくことが困難だとい

うこと、第三に女自身の考え方を支配している、女らしさといったような、旧来から女に押しつけられて来た婦人の心理。それも外部にあるいは社会的な習慣がそういうものを強制しているという要素が多いこと。これらの点を指摘されました。大英さんは、以上に紹介しましたような具体的な例によつて、そのあと、家族制度について私たちの委員会でもいろいろ問題を考えるための材料を提供してくださつたわけです。(オ5表参照)

○労働婦人の独立観念

その次に、鶴見和子委員が「婦人の社会意識と生活実態」というテーマで報告をなさいました。

この報告では、最初に、一般に婦人の社会的な内心、あるいは政治的な内心が稀薄であるということを描きました。たとえば国会議員の活動をどう思うか、これでいいと思うか、悪いと思うかという向に対して、わからないという答が、婦人の場合、非常に多い、それから政党についての意見を聞いても、わからないという答が非常に多い、というふうな与論調査の結果を提示されて、社会的な内心が、婦人は男子よりも劣っているということを描かれたわけです。つぎに、鶴見さん御自身が東京の未婚の労働婦人について行われた調査の結果として出てきた種々はおもしろいデータを報告されました。その二、三を紹介しますと、自分は家計補助のために働いているのだという人が、三百五十人のうちの七三%を占めている。すはわち自分が働くことによつて、社会人としての独立生活を維持するのだというつもりではない、初めからそういうつもりで働いているのではないのです。家計補助のための労働ということ、これは労働婦人委員会でも問題になつた点ですが、じつは婦人の場合に限らないわけで、男の場合にもそういう点家計補助的な労働という性格を帯びていることが、日本の労働問題、賃金問題を考える上では、非常に大きな社会的、経済的な意義を持つてゐるわけです。そして特に婦人の場合にこれが高いということ。ヘオ6表参照)

それから、会社から受けとつた給料をどうするかという調査では、袋のまま中味も見ないで家計の責任

着、お母さんならお母さんに渡すというのが八四%を占めてゐる。中には、佛壇に上げるというのもあります。小遣いをどうするということに対しては、「必要の都度もらう」とか、あるいは「ときどき」もらうとかいつた答が多い。

そこで鶴夏さんの注意されたことは、「もらう」という考え方です。自分が働いて得た、自分の労働の収入を、自分が自分の権利として消費するという考え方ではなくて、自分の労働収入を、一旦は、「家」というような一つの財布の中に、みんな放り込んでしまう。しかる後、あらためて、自己以外の経済主体から自分が「もらう」つて使つてゐるんだという意識が現われてゐる。このことに鋭く注意されたわけです。また、同じ調査対象に対して、結婚観について調査された。答は、「親のきめた相手と結婚する」とあるいは「親のきめた相手に自分が同意する」という答が全体の約三分の一を占めてゐます。「自分が選んだ相手に親を同意させる」というのが同じくほぼ三分の一を占めてゐます。なお「親の反対を押し切つても結婚する」という答が二六%あります。「親に相談しない」とつまり結婚は自分の問題だから親に相談する必要はない、自分で自分の思いどおりに結婚するという答は、実に、一つもありません。ヘオク表参照）この結果からいへば、これが考えられるわけですが、一つは、結婚は親の言いつけ通りにするのだという旧來の家族制度的な結婚観念が、東京の若く婦人たちの間では、すでにある程度くずれてきてゐる、それに対抗する新しい要素が相当に成長して來つたところであるといふことは、明らかにわかるわけです。結婚の問題について自分がイニシヤテイヴをとる、ないし、少くとも自分の発言権を主張してゐるといふ点は注目する点であります。けれども同時に、これはまったく自分個人の問題であつて親とか「家」とかの問題ではないのだ、だからまったく自分の自由意志だけでやればよいんだという考え方は実に少いといふことです。結局親の意志が今日の若く婦人たちの意識や行動にも非常に大きな制約となつて感じられてゐるといふことを示しています。それから非常に興味のあることは、「自分の養んだ相手に親を同意させる」という答が相当あるわけですが、それに対して「親がどうしても反対したらどうするか」といふ言つて聞き

ますと、「自分がいいと思う人に対して親があくまで反対するということはないだろう」ということは「考えられない」という答が非常に多いということです。この点について、鶴見さんは、これは親の意志と自分の意志が本源的に、本来的に一致するということ考え方ではないだろうかといいことを指摘されました。

結局、先ほどの給料をどうするかという点に現われているのは、経済的な意味の独立生活者、あるいは独立経済主体という考え方が非常に弱いということです。これはまた日本のいわゆる寄せ集め家計——一入では生活できないものだから、数人の家族員がだれもかれも働いて得て来たものをみんな一つの財布に収め込むことによつて、辛うじて生活を営む——そういった低賃金と寄せ集め家計、そのための家計補助的な労働、こういった条件が必然的に生うさせているということでもあります。従つてこれは婦人労働委員会の方の問題とも関連、対応する事柄です。

それから、結婚について親が反対するはずがないという考え方、これは親の意志から劃然と分離された家族員へ特に娘さんへの個人の意志、そういう意味での家族員の主体性あるいは自主性が稀薄で、全体として何となく一つであつてその中における個人の独立人格香性をはばたき稀薄であるという家族制度の特色を示しております。このように、経済的な面からいつてもあるいは意志、判断というような面からいつても、他の何ものかに依存して行くという関係、独立独立の独立生活者、あるいは独立生活者ではない、という関係が顯著に現われている。こういうことを指摘されたわけです。

その次に鶴見さん自身の調査から出た非常におもしろい結果として、右に紹介しましたような結婚についての態度と、最低賃金制に対してどう思うか、あるいは同一労働、同一賃金に対してどう考えるか、あるいはストライキについてどう考えるかというような労働問題についての態度とが、顯著な相関性を示しております。すなわち結婚について自分の自主性を強く主張する傾向の答をした人は、今のような労働問題について、やはり自己の労働者としての自覚を強く表明した答えをしている。また、そういう人たちが組合の会合で現実にどの程度発言しているか、あるいは、いつも黙つて何も発言しないかという調査を

とると、これもまたきれいに対応してゐるという関係が示されました。たとえば、結婚について自主性のある態度を表明した人は、最低賃金制は必要である、公正な賃金を獲得するためにストライキをしても悪いことではないという答えをしていますし、また、現に、組合における発言も積極的である。その逆の人は、すべてについて逆の傾向を示している、という状況であります。

そこで、一応の結論としては、日本の婦人は、傍にゐる婦人の場合でも、経済的に、また判断意志というような面においても、他人に頼つてゐる、主体性が乏しいということをやわれたわけですから、たとえば一般に婦人雑誌などで身の上相談というところが繁昌してゐる。こういうこともその現われではないか、合理的な判断を自分自身の責任において下すことを婦人が避ける、そういうことをしたがりはない、何か偉い人、あるいは权威、そういうものに頼つてゐるという気持ちの現われではないか、というような点を指摘されました。

それから昭和二十二年四月の選挙について毎日新聞社が行つた「夫婦帰随についての調査」というのがあります。東京都下の幾つかの地域で、選挙の投票を與さん方が自分の独自の判断でやつてゐるか、それとも夫に言われて夫の言う通りに投票してゐるかということをしらべたおもしろい調査ですが、それを引用されました。この調査というのは、初めに夫と妻と別々に、あなたはだれに投票しますかということに向くと、(A票)不一致の数字が一六八と出てゐる。ところがその数日後に、結局だれに投票することにしたかという調査をとると、(B票)ここでは不一致が七九に減つてゐる。最初「不一致」の場合の約半数が結局「一致」に至るわけです。その中で、夫婦帰随、つまり妻が夫に引つけられてかわつたというものがほぼ六〇%余り、それに対して逆の夫婦夫随、與さんの方に引きつけたというのが実に三%ぐらいと確定されてゐます。(オオ表参照) 鷗見さんがこれに對置して引きあひに出されましたのは、アメリカではこれが逆であつて、大統領選挙のときにだれに投票するかというギャラップの与論調査を行つた際に、「夫婦夫随」を示すおもしろいエピソードが報告されてゐるようですが、アメリカでは與さんが投票

	調査数	A 賛		B 賛	
		一致	不一致	一致	不一致
福原	凡	49	21	28	45
	大垣外	34	18	16	28
	日原	17	6	11	14
	計	100	45	55	87
香中	梅野	100	44	56	73
	野	100	43	57	61
	計	300	132	168	221

	調査数	夫唱婦隨			婦唱夫隨			不	賛
		明白	推定	計	明白	推定	計		
福原	凡	100	40	32	72	2	—	2	13
	大垣外	100	29	33	62	5	1	6	5
	日原	100	21	33	54	2	—	2	5
	計	300	(30)	(34.7)	(62.7)	(3)	(0.3)	(3.3)	(7.7)
			90	98	188	9	1	10	23

註 左表は政党のみについての結果で、右表はその他選挙にのぞむ争議をふくめたうえの結果

を要める、それに夫の方が引きつけられるというのがむしろ一般的傾向だ、日本ではその点が逆だということ指摘されたわけですね。つまり、選挙の場合にも婦人の判断における主体性が乏しいということですね。それから、一般的に言つて、判断の合理性が乏しい。自己の要求と、要求を貫徹するための手段との結び方が薄弱である。たとえばある未亡人に税金についての意見を聞く、そうすると、高過ぎるから困る、自分たち少く者からむやみに税金をとらないうでほしいと答える。そこであなたは何党に投票しましたかと聞くと、「自由党に投票しました」。それでは自由党はあはたの税金についての希望をみたしてくれる政党ですか、こういつて聞きますと、「それとこれとは別問題だ」との答えです。「では、なぜ自由党にお入れになりましたか」ときくと、「自由党は上品だから好きですわ」。こういう答である。すなわち社会人としての判断の一致、合理性が稀薄であるということ、これは日本人の通有性であつて、あえて婦人に限らばいいのですが、少くとも婦人の場合、そういう傾向がきわめて顕著である。(「オ9表参照」) 婦人がそういう傾向を伴つていふといふことは、日本の家族制度内における婦人の地位というもののとの関連なしには考えられまいであらうということを指摘されました。

鶴見さんの御報告の要旨は、以上のようであつたと思ひます。ただし私はほかの方の御報告を紹介するのは甚だ拙劣でありまして、この鶴見さんの分も、つまり紹介してきたようには思はないのですが、幸い鶴見さんがこゝにおられますから、はつきりしない点は、あとでどうも鶴見さん

心御自身に御實向願いたいと思ひます。

○経済より見た家庭生活

その次に隅谷三喜男助教が「経済面から見た家庭生活」という報告をなさいました。

まず家計の問題について、いろいろ興味ある点を指摘されました。日本の家計では、収入の面について非常に注目を引く点は、いわゆる「家族収入」というものの占める比率が非常に高いということ、たとえばある労働者の家計を調べますと、その労働者以外の妻とか子供とかが、どこかへ行つて働いて収入を得て来る、その比率が非常に高いということです。これは今の鶴見さんの側報告にも関連することでありますが、日本の家族関係は夫婦中心の近代的な家族形体にまだ分解してはいない、いわゆる寄せ集め的な家計がむしろ常態である、そういうことに起因している。なぜ夫婦中心の近代的な小家族に分解し得ないかという点、その原因は低賃金にある。このことは鶴見さんの報告の中でも同じようなことが指摘されていたわけでありますが、隅谷助教は同じ問題の経済学的な側面をとらえられたわけです。

その次に主婦の内職ということが家計費の大きな問題になつてゐる。主婦の労働が積極的に貨幣収入にかわる場合には、形がはつきりしてゐますが、そうでなくても、たとえば花とか、食料にしてもパンを買うということではなくて、家庭で米をといでマキでたいて飯にするというように、本来社会的な分業が高度に発達してゐる社会では、当然現金支出となるべきはずのものが、家事労働に転嫁されることによつて、支出として現われて来ない、いわば消極的な家計収入と言ひますが、つまり出るべきはずのものをかさねて済ましたといつたような、そういう意味での主婦の労働の役割が非常に大きい。のびならず生産的な労働にも主婦が大いに携わつてゐる。(農家、商店等の場合)おまけに主婦は内職等をやつてゐるといつたわけで、日本の家庭婦人は日本の経済的矛盾を肩代りされて、経済的にもまた肉体的にも過重な重荷をしょつてゐるということが、家計の分析からすぐに読みとれるわけにあります。

つぎに家計の支出面を見ると、日本では、いわゆる飲食費が生計費の中に占めるパーセンテージ——エ

ンゲル係数と言われているものですが、このエンゲル係数が日本の場合には案外少い。戦後の場合には高くなつておりますけれども、戦前の数字は意外に少い。日本の場合には、戦前をとりますと、一般に三〇%から四〇%台であつた。これはエンゲル自身が古典的は分析をした産業革命期のベルギーでしたかの数字、五〇%から六〇%というふうな数字に比べて非常に少い。それから「その他」という項目が日本ではことに高い、三〇%以上である。「その他」というのは、交際費とか、冠婚葬祭費、あるいは娯楽費、旅費まで含むわけです。これが高い。エンゲル自身の数字では五%ないし一五%ぐらいである。そこで日本は産業革命期の西欧の労働者の家族に比べると、はるかに生活程度が高いと、そう結論し得るかといふと、そういうわけには行かないだろう、というのが梶谷さんの御意見です。

というのは、「その他」という支出費目が日本で大きくなつてゐる原因は、日本人の生活は家庭の中で娯楽の機会がきつめて乏しい。そこでたとえば映画を見に行くというように、外へ出て行く。へしかもその場合に婦人は一般にそういうた家庭外の、いわゆる「その他」という支出にあずかり得ないという場合が多い。～そういうことで、「その他」が割合に大きくなるのではないか。それからいわゆるエンゲル係数が案外低いという点は、日本では飲食物費の中に入つて来る米とか魚とかその他の食料品は、農民、そのほか中・小生産者による生産物が多数を占めており、こういうものは、日本の価格体系の中では、安く価格づけられてゐるというところによるもので、これは先ほど大内さんの御報告の中でも大きな問題として指摘された点であらうと思ひます。これに反して「その他」という費目の中に入る、電氣代とか交通費といふものは、資本主義的な独占企業の生産物である結果、それらの価格は比較的高く、定められてゐる。そういう日本経済の矛盾が家計面にこのように反映してゐるということを考える必要があるだろう。だから、日本でエンゲル係数が案外低かつたということから、ただちに日本の家計が案外裕福である、生活水準が高いという早急な結論は出すことができないだろうということを描かれたわけです。

その次に、日本の経済全般の見地から今日の家計内容を改善する、生活水準を向上させるという可能性

について考えてみると、私たちは簡単に賃上げをすればいいと言つたようなことを考え勝ちであります。しかし、もつと大きなわくがあることを考えなければならぬ。戦前の数字で国民所得がいかに分配されているかを見ると、一年間の国民総所得の中で、個人消費に振り分けられた分が七三・八%、それから産業投資に向けられた分が五・四%という数字が現われている。それに対して昭和二十四年の推定の数字を見ますと、年間国民所得の中で個人消費に向けられる分が六一・四%、産業投資に向けられる分一二・四%という数字を示している。すなわち一年間の国民経済全体の総所得の中で、それを個人生活の充実向上に対して差向けるかが犠牲にされて、資本蓄積のために振向けられておるといふことが顯著に現われているのであります。そこで家計を充実し、家計における矛盾をなくするといふためには、今日、日本経済の資本主義的な再建といふことをある程度犠牲にしても、国民の消費生活に対して、国民所得の多くのパーセントを振向けに行くといふことを考えなければ実現の可能性がないといふことを指摘されました。

隅谷助教授は家計の分析について、大體、以上のようないふことを報告されました。あつて家庭生活の近代化と社会保障という問題に簡単に触れられました。近代化といふことと社会化といふこと、この二つは今日日本の経済の面でも、あるいは社会一般の面でも、当面している大きな問題であります。途中のお話は省略いたしますが、結論としては、今日封建的な、すなわち前近代的な要素がたくさん残っている。特に家族生活の中にそれがたくさん残っている。そういう場合に近代化といふことの必要は、いふまでもないことである。けれども、今日の日本の段階においては、社会化といふことを抜きにして近代化といふ問題が解決され得ると考えるわけには行かないだろう。近代化と社会化とはあわせて考えて行く必要があるだろう、という結論であつたように思ひます。近代化といふのは、たとえば労働者の賃金水準をいわずにアメリカ並みに引上げる。それによつてなるほど家計も合理化される。それから家族生活も近代化され得る。けれども、それによつたことが一体可能であるか、アメリカ的の高賃金というようないふ意味における近代化といふことが、社会化といふことを考えないで——たとえば失業保障、あるいは老弱者に対する年金といったようには、社会保障とい

うことを考えないで——できるかどうかという点、今日ではそのことは実現の可能性が少いという点を指摘されたわけですから。そしていずれにしても——近代化にしても社会化にしても——先ほど申しましたように国民総所得をいかに分配するか、資本の再建、維持のために重点を置くか、それとも国民の個人生活の充実、向上のために重点を置くか、結局のところどういったわけか目につかるだろう、そういう報告であつたように思います。(オの表オ2、3図、オ11、12表参照)

○家族制度と主体制

そのつぎに、私が家族制度の問題について報告をいたしました。「家族制度一般及び特にその中における婦人の地位」ということについて報告したわけですが、簡単に要旨を申し上げますと、私は家族制度の特質を二つの点にわけて考えてみたのであります。

第一は、その中における人間と人間の結びつき方が上下関係、支配・従属関係という結びつきであるという点。すなわち民主主義社会においては、人は平等の関係で結びつくのですが、家族制度においてはまさにそれが反対であつて、上下という関係において結びつけられる。たとえば夫は妻よりも上だが親よりは下だというピラミッド型の構造、いわゆるヒエラルヒー構造を持つてゐるという点。

第二には、家族制度は、その中において個人の独立主体性が稀薄であるという点。これは先ほども申しましたが、「家の」主体性という「家」の精神、そういうつたものが家族制度の原理だということ。すなわち個人の独立主体性が稀薄であつて、個人が「家」の中に埋没してゐるということですが、そのことを私は一応二つに分けて、一つの面では、個人の意志主体性が稀薄である、個人が独立の意志主体で、だれが何と言つても私はこうしたいのだという独立意志主体性が稀薄であるということ。それから、もう一つの面では、個人の財産主体性が稀薄である個人の財産が「家」に吸収されてゐるということ。この二つの面に分けて考えてみました。そのことがたとえば、前の方々の個報告にもありましたが、家族内における個人の生活の独立ということをあまり問題にしない考え方が、あるいはそのような家庭構造

とかの点にも現われているわけです。

家族制度の一般原理を以上のようなものと考えまして、そのあと、親子関係および結婚関係につきまして、こうした家族制度の原理が具体的にどのような現われているかということを知りたてて、若く考えて見たのであります。そこで私が問題にしました、幾つかの点をつぎに紹介いたします。

親子関係に関して、さきほどの鶴見さんの報告の中にありました、給料は家に入れてしまつ、小遣いは「もらう」という調査回答の解釈ですが、私も鶴見さんのなされた分析に全く同意するのでありまして、すなわちこのことは財産主体が、経済主体が、「家」であつて個人ではないということを意味していると思つたのです。また、子供を家の仕事に使用するという場合には、アメリカなんかで自分の農場で成年に達した子供を働かせるという場合には、相当の賃金を子供に対して支拂つてゐる。それが普通だそうであります。けれども日本では、農家にしろ商家にしろ、子供は労働を無償で提供する、親は子供の労働を無償で受取る、それが当然のことだと考えられております。そのかわり若干の小遣いをやるという形ですね。ですからこの場合にも個人の独立財産主体性が稀薄であつて、むしろ財産主体、経済主体は一つの「家」というものになつてゐる。結局は鶴見さんのあげられた例と同じ原理に帰着するだろうということをお申しました。そういうことは、じつは婦人に限らないわけですし、一般に家族員がよそへ出て労働に従事するという場合に、家族関係がそのようなものであるということが、低賃金を必然ならしめる。すなわち家族制度内における個人は、独立経済主体ではない。従つて、「家」というような集團から完全に分離した独立社会人としての生活を維持するに足るだけの賃金を、どうしても自分とはらなければならぬ、場合にすればストライキに訴えてでもどうしてもそれをとらなければという労働者の意識が出て来ない。それからもちろん雇主の側としてはそれだけの賃金を与える必要を感じない。そういう点から、日本の労働者のいわゆる家計補助的な低賃金が決定されて来る。また更に、そのようは低賃金が、右に申しましたような家族関係や家族意識を決定してゐる。こういうことは、あえて婦人だけに限らないけれども、特に婦人の場合

に顯著である。なぜならば「家」の拘束を最も強く受けるのが婦人であるから、ということを申しました。それから結婚については、特に結婚が個人の問題ではない、「家」のアイヤであると考えられてきたことに注目しました。そういうふうには考えられているからいわゆる自由結婚ができない。ところが今日、憲法が宣言してありますような個人の自由意志による結婚、自由結婚と言いますか、恋愛結婚と言いますか、そういうものが現実には貫徹されようとする芽生えは至るところにあるのです。それが現実には貫徹されるということは、普通考えられてゐるよりも、もっと大きな意味を持つてゐるだろうということ、を、ちよつと指摘いたしました。

すなわち結婚において個人の意志が貫徹される、先ほど鶴見さんが問題を出されたように、自分の意志はのか、親の意志なのか、わからないような、ありまい模範たるものでなく、私が独立の意志主体であつて、親が何と言つても私はこう思うんだという、「家」の意志から独立した個人の意志が結婚に際して貫徹されて行くということは、個人の意志主体性一般の確立の決定的契機になる。言ひかえれば個人の「家」からの解放、一般のために決定的な契機になるといふことを指摘したのであります。そのことと、現実にはやはり結婚について親の言う通りにしなかつたら放り出されて食えなくなるという経済的な裏づけの問題がからまり合うわけでありますが、その裏についても大部分議論がありました。が、時間がありませんので、詳しく紹介できないのが残念であります。

それからいわゆる嫁、しゅうとの問題も、結局は以上にいつたことがらに帰着するのではない。親夫婦と子夫婦（ことに長男夫婦）が一つの「家」というものに属してゐる。この、ずつと昔からあつた「家」お嫁さんが「入つて」くるのだという考え方、それから、入つて来た以上は家の中にすでに成立してゐるヒエラルヒー構造の中の一番下位におかれて、「家」のすべての重圧が嫁の上にかぶさつて来るということ。この結果、たとえばしゅうとが嫁の行動に一タ口ばしを入れるといつたようなことも、一つの「家」、一つの生活単位だということから当然のこととされるのであります。そこで嫁、しゅうとの問題を解決するためには、どうしても、結婚した子供は親夫婦とは別個の家族を構成するのだ——ヨーロッパ、アメリカの「家族」という概念はかようなものであります。

が——かりに一軒の家に住むとしても別個の家族、別個の生活単位なのだ。という觀念を確立する必要がある。そうでなければ嫁・しゅうとの向題は完全には解決され得ないだろう。ということを申しました。本来、ヨーロッパでもアメリカでもそうでありますが、子供が結婚すれば親夫婦とは別れて別個に住むのが自然である。日本の場合にも、そうなるのが望ましいわけです。私の報告は、ざっとかようなことであります。

○家庭生活の近代化はどうすればよいか

最後に、さきほど今先生から報告がありました衣食住の面における合理化、あるいは近代化ということと、家族制度、あるいは人間関係の面における近代化ということと、いかように結びつくのかということとで、私たちの委員会で討論されました結果を、かいつまんで申し上げます。

結局、衣食住の面における近代化、合理化が行われ得るためには、婦人はいかに酷使されても仕方がないので、牛や馬みたいな、ただ助けばいいんだ、という觀念をたたきこわす必要がある。そうして婦人を含めて家族員が人間らしい生活をすべきだという考え方を確立する必要があります。また、家族内においても個人に独立生活領域を確保しなければならぬという考え方を、はっきりと打ちたてる必要がある。

また、未成年の子供の向題についていえば、子供を早く一人前の独立社会人に仕立て上げること、が親子関係の中心的な考え方ではなければならぬわけで、そういう考え方から行けば、家庭内においても、得る独立社会人、独立市民になつたときの必要は必要であるところの、他人に迷惑をかけない、手数をかけない、自分のことは自分で処理して行くという考え方を養つて行く必要がある。すなわち家庭内で言えば親になるべく手数をかけない、掃除にしたつて、くつを舐ぐにしたつて自分のことは自分でやる。そういう心がけを子供に養成して行く、これが家庭におけるしつけの基本である。こういう考え方には、いかなるべきではない。それからまた先ほど渡辺野さんの御報告にもありましたように、男の子と女の子がいたるところで差別されていると言つたこと、そういう男女の差別觀念を切り捨てなければいけない。

結局、衣食住、あるいは子供の問題、そういう面からの家庭生活の合理化は、家族関係についての近代的な考え方を樹立するということ、旧來の封建的な家族制度意識を根底から改めて行くということ、それによつて裏づけられなければ十分には達成されえない争柄なのだということであります。また、筈に、衣食住の面における近代化、合理化が、家族意識における近代的、合理的なものの確立を促進して行くだろうといふことをも考えなければならぬ。たとえば、個人の独立の都屋を皆が持つてゐるといふことが、個人の独立主体性意識を高めることは言うまでもないわけであります。

それから最後に、以上の両面からする家庭生活、家族関係の合理化あるいは近代化のために、何と言つても経済的な條件が必要だということ、そのことも強調しておかなければならない。

以上のようなことが、私どもの委員会の最後の結論として出た点であります。

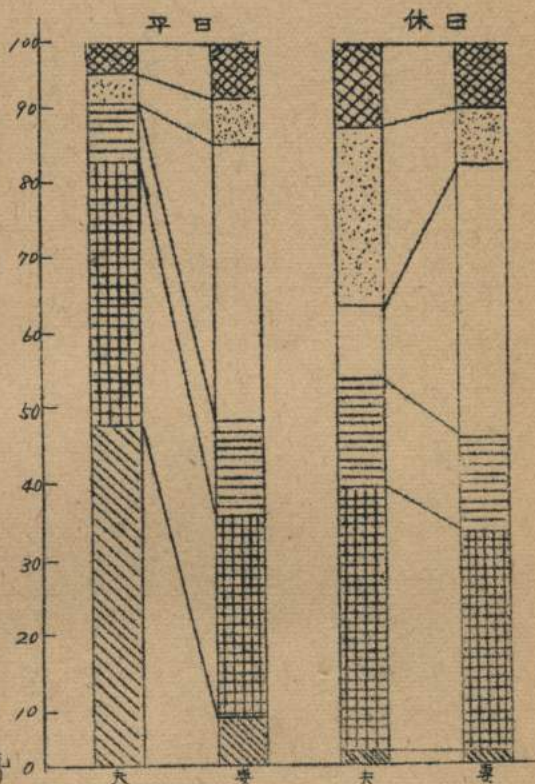
附

表

オ1表 妻と夫の平日生活時間の比較

オ1図 夫と妻の生活時間の比較

項 目	妻	夫
収入生活時間	52分	(11時間54分) 7/4
生 理 的 生 活 時 間		
睡 眠	460	503
食 事	78	41
身の廻り	57	46
休 息	20	6
医 療	8	—
小 計	623	596
	(10時間23分)	(9時間56分)
家事的生活時間		
家事作業	496	10
育 児	86	5
小 計	582	15
	(9時間42分)	
文化的・社会的生括時間		
運 動	—	2
散策・娯楽	86	75
交 際	40	7
読 書	45	26
と の 他	12	5
小 計	183	115
	(3時間3分)	(1時間55分)



労働省婦人少年局調査「中小工場労働者家族の生活」(1953)

オ2表 妻の家事的生活時間の平日と休日の比較

		平 日		休 日	
		中小工場	大工場	中小工場	大工場
家事生活時間	炊 事	177分	183分	168分	179分
	裁 縫	117	103	95	154
	洗濯	55	48	50	47
	買 物	47	53	54	57
	掃 除	58	51	53	41
	と の 他	42	33	28	33
家事生活時間小計		496	551	448	511
		(8時間16分)	(9時間11分)	(7時間28分)	(8時間31分)
育児時間	授 乳	17	—	20	—
	子供の遊び監視	69	—	60	—
	育児時間小計	86	97	80	72
		(1時間26分)	(1時間39分)	(1時間20分)	(1時間12分)
家事的生活時間合計		582	650	528	583
		(9時間42分)	(10時間50分)	(8時間48分)	(9時間43分)

- 収入生活時間
- 睡眠時間
- その他の生括時間
- 家事的生活時間
- 散策・娯楽時間
- その他の文化的・社会的生括時間

労働省婦人少年局調査「中小工場労働者家族の生活」(1953)

オ3表 男児と女児の家事平均時間の比較

		中 学		小 学 4～6 年		小 学 1～3 年	
		男	女	男	女	男	女
平 日	炊 事	5分	25分	4分	12分	3分	5分
	裁 縫	-	19	0	2	0	0
	洗 濯	0	4	-	2	-	1
	買 物	11	10	10	9	6	9
	掃 除	9	13	6	10	4	4
	そ の 他	5	3	5	1	1	0
	小 計	30	74	25	36	14	19
	年下の子供の世話	21	19	22	26	19	29
	合 計	51	93	47	62	33	48
休 日	炊 事	3	30	6	11	2	6
	裁 縫	-	39	-	2	-	0
	洗 濯	0	14	-	1	-	1
	買 物	17	16	9	12	7	11
	掃 除	12	17	7	13	4	6
	そ の 他	9	7	6	1	1	1
	小 計	41	123	28	40	14	25
	年下の子供の世話	18	32	29	47	24	37
	合 計	59	155	57	87	38	62
人 員	平 日	35	39	43	62	67	88
	休 日	27	33	34	51	59	73

労働省婦人少年局調査「工場労働者家族の生活」(1951)

オ4表 子供の家事手伝についての男女の考え方

[質問] 家事の手伝は男の子より女の子にさせるのがよいと思いますか。

	計 (%)	男 (%)	女 (%)
そう思う	32	34	40
仕事による	41	43	40
同じにさせる	20	22	19
わからない	1	1	1
計 (%)	100	100	100
実 数	2,808	1,131	1,677

労働省婦人少年局調査「封建性についての調査」(1950)

オ5表 原因別離婚数 (昭和29年計)

	計	不貞	虐待	遺棄	浪費	犯罪	疾病	性格相違	親属との不和	経済破綻	その他
計	12,942	2,991	2,212	822	947	214	501	2,502	412	717	1,624
夫に原因があるもの	9,923	2,486	2,169	727	876	194	174	1,316	235	691	755
妻に原因があるもの	3,119	505	43	95	71	20	327	1,186	177	26	669

最高裁判所家庭局ホニ課調

オ6表 働く婦人の働く理由

	未婚	既婚
家計の補助と小遣かせぎ	34.2%	18.0%
自活のため	20.8	15.4
家計の補助	18.0	40.9
小遣かせぎ	12.3	2.7
一家を養うため	10.7	10.7
その他	7.2	11.5
計	103.2	99.2

労働省婦人少年局調査「婦人は何を考えているか」(1952)

オ7表 結婚についての男女の考え方

①[質問] 自分が結婚したいと思う相手がどうしても親の気に入らないのですが、この場合あなたならどうしますか。

	計 (%)	男 (%)	女 (%)
親のことは従う	38	30	44
自分の思うとおりにする	41	49	36
その他	12	15	10
わからない	9	6	10
計 (%)	100	100	100
実数	2,808	1,131	1,677

労働省婦人少年局調査「封建性についての調査」(1950)

オ8表 選挙についての婦人の関心と態度

— 1955年2月の選挙を中心として —

①[質問] 今度の選挙に投票しましたか。

投票した	75 %
しない	24
選挙権なし	1
計	100 %

②[質問] (投票したものに) 誰を選挙したらよいがきまらなくて、誰かに相談してきめましたか。人には相談せずに自分できめましたか。

誰の意見もきかないで自分できめた	75 % (全体の57 %)
人の意見もきいたが自分できめた	20
はっきり分らないで人の意見できめた	5
計	100 %

労働省婦人少年局調査「婦人の社会的関心に関する世論調査」(1955)

オ9表 婦人が支持する政党の支持理由

	政策重視 と思われるもの	人物重視 と思われるもの	両方重視と 思われるもの	他に適当な 党がない	その他の理由 で選んだもの	はっきりしな いもの	計
保守	28	46	10	10	4	2	100%
革新	36	37	18	6	2	1	100%

労働省婦人少年局調査「婦人の社会的関心に関する世論調査」(1955)

表10 表 勤労者世帯家計収支（全都市）

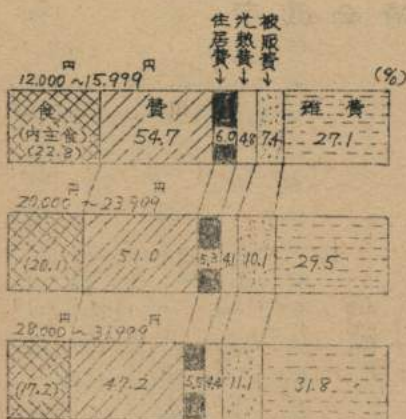
— 昭和29年平均 —

収入総額	41,017 ^円	支出総額	41,017
実収入総額	28,283	実支出総額	26,428
世帯主収入	23,030	消費支出総額	23,067
その他の世帯員収入	3,275	食料費	10,501
内取収入	514	主食	3,916
その他の実収入	1,464	非主食	6,585
実収入以外の収入総額	12,727	被服費	2,891
前月よりの繰越金	8,537	光熱費	1,160
貯金引出	1,706	住居費	1,345
その他	2,484	雑費	7,170
記入不備収入	7	租税その他の負担費	3,361
		実支出以外の支出総額	14,580
		翌月への繰越金	9,031
		貯金	2,109
		その他	3,440
		記入不備支出	9

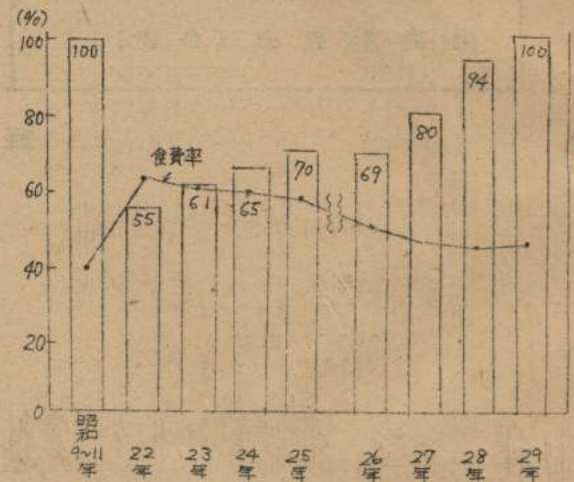
労働省労働経済課編「消費者物価指数、家計調査概況」

表3 図 実質家計費指数と食費率の推移
（戦前基準）

表2 図 収入階級別消費支出割合
（昭和30年5月）



総理府統計局「家計調査報告」



総理府統計局「家計調査」

- (注) 1. 戦前基準実質家計費指数は東京勤労者世帯消費支出にもとづいて算出。
2. 食費率は22年から25年は全都市全世帯26年以後は全都市勤労者世帯。戦前は東京勤労者世帯

才11表 国民総生産と総支出

(単位 億円 △印は減)

	30年度	31年度
分配国民所得	66,840	69,710
調整項目	14,070	14,920
誤差と脱落	△ 1,600	2,000
国民総生産(合計)	79,310	82,630
個人消費支出	49,720	51,710
政府の消費	8,930	9,470
国内総資本形成	18,720	19,710
民 商	12,570	13,660
政 府	6,150	6,050
海外経常余剰	1,940	1,740
国民総支出(合計)	79,310	82,630

経済企画庁

才/2表 一般会計歳入歳出

(単位百万円)

	30年度予算額	31年度概算額*
歳入		
租税及印紙収入	774,818	826,717
専売納付金	117,490	112,713
官業益金及官業収入	12,205	13,619
政府資産整理収入	7,146	7,722
雑収入	38,991	36,087
前年度剰余金受入	40,807	38,064
計	991,457	1,034,922
歳出		
社会保障関係費		
生活保護費	34,835	36,247
児童保護その他社会福祉費	7,507	7,555
遺族および留守家族援護費	4,606	5,009
社会保険費	12,387	16,088
失業対策費	28,884	35,177
総核対策費	12,995	13,368
小計	101,834	113,444
(歳出の中に占める割合)	(10.1%)	(10.9%)
文教関係費		
義務教育口庫負担金	73,700	76,910
公立学校運営費	30,863	33,408
文教施設費	8,457	8,065
育英事業費	4,198	4,201
科学技術振興費	8,335	11,456
国債費	43,357	38,440
恩給関係費		
文官等恩給費	16,400	17,342
旧軍人遺族等恩給費	66,936	72,630
地方交付税交付金	137,403	162,810
防衛関係費	132,765	140,765
賠償費	10,000	10,000
特殊債務処理費		
公共事業関係費		
住宅対策費	17,347	10,347
出資及び投資	4,000	0
外航船舶建造利子補給	3,507	3,132
予備費	8,000	8,000
重要経費計	(813,071)	(852,447)
雑件計	(178,386)	(182,475)
合 計	991,457	1,034,922

* 商議決定の予算案

